

兵庫県環境審議会大気環境部会 会議録

日 時 平成 30 年 3 月 29 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 45

場 所 兵庫県民会館 10 階 福の間

議 題

- (1) ディーゼル自動車等運行規制のあり方
- (2) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策

報告事項

- (1) 平成 30 年度地球温暖化対策
- (2) その他

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	足立 誠	委 員	小林 悦夫
	委 員	堂本 艶子	委 員	前田 理花
	委 員	吉武 邦彦	特 別 委 員	石黒 一彦
	特 別 委 員	住友 聡一	特 別 委 員	新澤 秀則
	特 別 委 員	福永 征秀	特 別 委 員	森山 正和
	特 別 委 員	山根 浩二	特 別 委 員	山村 充

欠席者	委 員	足立 光平	委 員	大久保 規子
	委 員	近藤 明		

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環 境 部 長	秋山 和裕	環 境 管 理 局 長	春名 克彦
水 大 気 課 長	正賀 充	水 大 気 課 副 課 長	高原 伸兒
水 大 気 課 大 気 班 長	津田 稔	温 暖 化 対 策 課 長	小塩 浩司
温 暖 化 対 策 課 副 課 長 兼 推 進 班 長	吉村 陽	温 暖 化 対 策 課 計 画 班 長	和田 卓士
その他関係職員			

会議の概要

開 会(14:00)

- 冒頭、環境部長から挨拶がなされた。
- 水大気課副課長から委員 13 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題(1)「ディーゼル自動車等運行規制のあり方」について

審議の参考とするため、事務局(水大気課長)の説明を聴取した。(資料 1-1~1-2)

(主な発言)

(住友委員)

資料 1-1 の 9 ページと 10 ページで、NO₂ と SPM の濃度が下がってきているが、これは運行規制によるものなのか、自動車 NOx・PM 法によるものなのか。運行規制がどれだけ効いているのか、分かれば教えてほしい。

(水大気課長)

運行規制の寄与を定量的に示せないが、運行規制地域内の濃度が下がっているので、運行規制の効果に加え、その他の大気汚染対策も相まって効果が出ていると思う。

(住友委員)

運行規制によって、車両の更新等があり、他の地域に比べて進んでいるということもあるかもしれない。

(水大気課長)

資料 1-1 の 8 ページに示しているとおり、法対策地域内の車両は車種規制によって更新が進むが、法対策地域外の車両も、兵庫県に運行規制の問い合わせ等があるように、運行規制の効果はあると考えている。

(新澤委員)

運行規制を廃止した場合、トラックの使い方が変わり、運行規制地域にこれまでよりも古い車が入ってくる可能性もあると思うが、シミュレーションでは考慮しているか。

(水大気課長)

法対策地域外の運行規制対象車両、資料 1 - 1 の 8 ページの表でいうと 24.7%の車両が全て流入すると仮定している。

(新澤委員)

資料 1 - 1 の 8 ページの表は、県内の数字で、運行規制地域には県外からの車両も入ってくると思う。法対策地域のある兵庫県では比較的車両の更新が進んでいるが、法対策地域のないところから入ってくる車両はより古い車が多いというようなことはあるか。

(水大気課長)

県外の登録台数の割合は調べていないが、一定程度入っているかと思う。カメラ検査で違反を確認している車両のうち、県内の車両は約 5 分の 1 である。違反車両の割合では県内の車両が一番多いが、国道 43 号線を中心に検査しており、東西交通の要所でもあるので、県外で法対策地域のないところの車両の違反も確認している。

(新澤委員)

県内の車両が約 5 分の 1 で、県外が約 5 分の 4 ということか。

(水大気課長)

カメラ検査で違反を確認した車両の割合は、県内が約 5 分の 1 で、他は近隣が多い。

(新澤委員)

資料 1 - 1 の 14 ページで、道路沿道での予測結果が運行規制を継続した場合も「×」となっているが、どういう意味か。運行規制を継続してもあまり意味がないというように取れる。

(水大気課長)

道路沿道では計算値を判定基準値と比較しているが、運行規制を廃止した場合、判定基準値より大きくなった地点数が増える。

資料 1 - 2 の 22 ページの表 4. 2 に示しているとおりに、平成 32 年度に運行規制地域内の道路沿道で判定基準値より大きくなった地点数が、平成 29 年度で運行規制を廃止した場合は 277 地点、運行規制を継続した場合は 232 地点となる。

(環境部長)

さきほどの「×」は、判定基準値より大きくなった地点があるという意味である。

(西村部会長)

他に意見がないようなので、今後の進め方について、事務局から説明願いたい。

(水大気課長)

答申案をお配りし、ご審議いただきたい。

(西村部会長)

事務局から今後の進め方について説明いただいたが、ご異議はないか。

(異議なし)

(西村部会長)

それでは、答申案について事務局から説明願いたい。

事務局から答申の文書案が配布され、水大気課長から答申案について説明がなされた。

(西村部会長)

事務局から答申案について説明いただいたが、ご質問・ご意見はないか。

(吉武委員)

一番下の2行の文章で、総量削減計画の最終目標年度である平成32年度の環境の状況の調査を行うというのは、どのような調査を行うのか。

(水大気課長)

環境の状況をモニタリングしているので、そのとりまとめという意味で調査としている。

(吉武委員)

平成32年度が終わった時点で、平成32年度の環境の状況がどうであったか調査を行った後に、再度検討することがいいという意味と理解した。

(福永委員)

一番下の行で、運行規制のあり方を再度検討としているが、あり方とは具体的にどういうことか。

(水大気課長)

平成33年度になるかと思うが、今回と同じように環境審議会に諮問させていただき、運行規制の存廃について検討するという意味である。

(住友委員)

今のご質問と同じようなことだが、最初に質問したように、運行規制による効果が分からないとあり方を検討しにくいのではないかと思う。そのときには、運行規制による効果が分かればもっといいと思う。

(水大気課長)

そのようにしたいと思う。

(環境部長)

平成 23 年度・24 年度にもご議論いただき、運行規制の継続について答申をいただいた。その際、運行規制地域外でカメラ検査を実施し、運行規制地域内外での運行規制対象車両の割合の差が大きいことを検証し、それも含めて検討させていただいたので、運行規制地域外でのカメラ検査による検証等を検討させていただきたい。

(西村部会長)

他にご意見・ご質問はないか。修正の意見がないので、鈴木会長にご了承の上、答申をしていただくこととする。

(鈴木会長)

平成 29 年 3 月 14 日付けで知事から受けた諮問の中で、「これらを踏まえ、平成 27 年度の環境の状況等を検証した上で、今後の当該運行規制のあり方について意見を求めるものである。」とされている。

シミュレーションの話で、資料 1-1 の 14 ページの表を見ると、測定局での予測結果は平成 32 年度も環境基準を達成するが、道路沿道では平成 32 年度は環境基準値を超過するおそれがあると予測された。シミュレーションなので完全なことは言えないが、環境基準値を超過するおそれがあるため運行規制は継続する、ただしよく検討するよという内容である。

そのため、総量削減計画の最終目標年度である平成 32 年度の環境の状況、法に関する検討状況等の調査をこれからも行い、その時点で運行規制のあり方を再度検討することが望ましいとしている。

そういうことで、この内容を了解し、答申したいと思う。どうぞよろしく願いたい。

事務局が答申を準備。鈴木会長と環境部長が中央スペースに移動。その後、鈴木会長から環境部長に答申を手交。

(環境部長)

鈴木会長から答申をいただき、ありがとうございます。大気環境は改善しているとは言え、測定局だけでなく道路沿道を含めた地域全体での環境基準の達成に向けて、これからも推進してまいります。今後ともご指導どうぞよろしくお願いいたします。

議題(2)「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策」について

審議の参考とするため、事務局(水大気課大気班長)の説明を聴取した。(資料2)

(主な発言)

(足立誠委員)

1 ページの (1) 測定体制の表で、平成 28 年度末は自排局が 24 局となっているが、2 ページの (3) 環境基準の達成状況の②自排局では 23 局となっており、23 局中、基準達成局が 22 局、基準未達成局数が 1 局となっている。24 局であれば、基準達成局数と基準未達成局数がどうなるか教えてほしい。

(水大気課大気班長)

自排局のうち、環境基準を評価するための測定方法に合致しない測定機が 1 局ある。測定はしているが、環境基準を評価する際にその 1 局は除いているため、数字に齟齬がある。

(新澤委員)

2 ページの図で、平成 25 年度以降、一般局・自排局ともに年平均値が下がり、基準達成局数の割合も増えているのはなぜなのか。

また、3 ページの成分分析で、硫酸イオンと有機炭素の割合が大きいということから何が言えるのか、大陸からの影響が大きいことが言えるのか教えてほしい。

(水大気課大気班長)

1 つ目について、2 ページの年平均値の推移と環境基準の達成・非達成の状況から改善傾向にあると考えているが、測定局は順次整備しており、当初は浮遊粒子状物質 (SPM) が比較的高い測定局から整備したため、当初と現状とでは測定局の配置に若干バラつきがあるということがある。しかし、ご指摘のように、年平均値は右肩下がりということで改善傾向にあると、これは兵庫県のみならず全国的な傾向であり、要因の 1 つに、中国の方で近年大気汚染物質の強力な削減対策を講じている効果の表れではないかと考えている。

2 つ目について、硫酸イオンは燃料中に含まれる硫黄分等が大きな発生源になると推定されるので、硫酸イオンの割合が比較的大きいことが大陸からの影響ということも十分考

えられるが、そこも含めて、データを蓄積して正確に解析した結果を発信できればと考えている。有機炭素についても、燃焼系由来と推定されるが、発生源はどこかというところまで解析に至っていない。

(住友委員)

1 ページで、注意喚起情報の発信が平成 26 年に限られているが、これは特殊な気候、その他発生源の特殊な状況があったのか、解析されていたら教えてほしい。

(環境管理局长)

平成 26 年 2 月は大陸からの移流で、豊岡市から高濃度となり、それが県内全体に広まったという状況である。平成 26 年 5 月・6 月は、オキシダント濃度が 120ppb を超えて光化学スモッグの注意報も出たということもあり、おそらく瀬戸内海沿岸で発生したガスが溜まりやすい状況になったことから高濃度となったのではないかと思う。

(西村部会長)

他にご意見・ご質問はないか。現在行っている施策について、事務局から説明があったが、大気環境の改善のために引き続き施策を進めていくべきだと考えるので、本日、大気環境部会として意見具申という形で書面を出したいと考えている。

意見具申案をお配りし、ご審議いただきたいと思うが、ご異議はないか。

(異議なし)

事務局より意見具申の文書案が配布され、水大気課大気班長より意見具申の文書案について説明がなされた。

(西村部会長)

意見具申案について、ご質問、ご意見等はないか。

(小林委員)

意見具申の内容についてではないが、意見具申を受けた県の問題として、下から 2 行目で、排出状況の把握はいいが、二次生成機構の解明等と書いている。二次生成機構の解明について、県として実際にどのようなことをすると考えているのか。もしできなければ、ここに書いた場合、困るのではないかと危惧する。

(水大気課長)

二次生成機構の解明については、主に国の検討状況の情報収集になるかと思う。

(小林委員)

来年度以降、予算を取っていただけたら一番いい。

(西村部会長)

修正の意見がないので意見具申させていただくこととする。

事務局が意見具申を準備。西村部会長と環境部長が中央スペースに移動。その後、西村部会長から環境部長に答申を手交。

(環境部長)

意見具申をいただいた。PM_{2.5}が大きく報じられるようになり、兵庫県の環境のホームページのアクセス数も急増した。若干減ったが、昨年度また少し戻ってきた。PM_{2.5}が大きな問題になった頃は、兵庫県は測定局を年間3台程度しか設置できていなかったが、その後3年間で全て設置したということでもかなり事業が進んだ。しかし、それに比べて、データ解析や成分分析で、目に見える成果があがっていないように思う。

本日、意見具申をいただき、その中で国や市町と連携してということで、我々だけでは足りない知恵も、国や市町と連携してデータ解析等しながら新たな対策を進めていきたいと考えている。今後ともご指導よろしく願いいたします。

報告事項

(1)「平成30年度地球温暖化対策化」について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課副課長兼推進班長)の説明を聴取した。(資料3～4)

(主な発言)

(山根委員)

資料3の5ページにある4(1)スマートライフの普及促進について、補助金額が蓄電容量1kWhあたり1.5万円とあるが、蓄電池設置費用の初期費用の何分の1程度の金額なのか。

(温暖化対策課副課長兼推進班長)

平成29年度は10kWhまで可能で、kWhあたり2万円なので20万円を上限としていたが、今年度については5万円を上限として実施したいと考えている。

1、2年前の統計では、1kWhあたりだいたい20万～22万円となっていたことから、kWh

あたり約7.5%の補助率になる。

(吉武委員)

資料3の4ページの3(3)水素ステーションの整備促進事業で、対象経費の中に設計費、設備機器費、設備工事費等とあるが、例えば設計をして、実際に設備の機器を発注して工事をするとすると複数年にまたがるようなケースがあると思うが、これは平成30年度に終わらないといけないということか、3年にまたがるものをそのまま担保してもらえるものなのか、どういう仕組みになっているか教えてほしい。

(水大気課大気班長)

詳細はこれから詰めるという状況であるが、今のところ単年度としており、平成30年度に導入すると考えている。

(水大気課長)

基本的には国の補助対象になっている案件に対する上限5,000万の補助なので、国に申請する段階で細かい設計等は終わっているかと思っており、年度内での完成と考えている。

(堂本委員)

資料4の温室効果ガス排出量のとりまとめについて、部門別の増減理由が記載されており、家庭部門には、節電の取組等により電力消費量の削減が進んだとあるが、節電の取組というと、電気を使う必要がない時にコンセントを抜いたり、電源を切ったりするというものがイメージとしてある。最近では、業者用語でエネルギーがかからない器具に買い換えようという「エネ替え」という言葉をよく耳にする。冷蔵庫を買い換えることで月々の電気代が減るというような話を仲間内でもよくするし、洗濯機も洗える量が多いのに場所をとらず時間も早いというものもある。そのようなものと比べると、節電は効果が薄いと思うので、節電からより効果的な「エネルギーの削減」という言葉に変えた方が良いのではないか。

(温暖化対策課長)

仰るとおりだと思う。節電が効果を上げた時期というのは確かにあるが、節電が生活スタイルとして県民に定着してくると、それ以上の削減効果を出すためには5つ星家電への買い換え等が大きな効果をもたらすと思う。来年度は文言を変更する。

(住友委員)

資料3の5ページ4の(5)の洋上風力の導入促進について、五色沖の洋上風力を指していると思うが、一般論としての話かもしれないが、やるとしたら風況調査や実際に作れる

のかどうかを検討する等の取組が考えられる。まだ業者も現段階では決まっていないと思うが、具体的な内容があればお聞かせ願いたい。

(温暖化対策課長)

実は五色沖での適地抽出調査を平成 28 年度、29 年度に実施しており、環境省の委託事業ということで洲本市の企業が実施している状況である。データは近日洲本市から公表されると伺っている。ただ、すぐに事業化する、企業がこぞって手を上げるような状況ではなく、加えて地元住民の理解も十分に進んでいないので、自治会や漁協組合などの理解を深めていかなければならないという状況にある。引き続き風況調査を実施していくと同時に、地元の理解を得て、近隣の漁業と共存できるものを実現していきたいと考えている。

(足立誠委員)

資料 3 にある再生可能エネルギー導入に対する無利子貸付と、拡充されている電気自動車等の貸付主体はどこになるのか。

(温暖化対策課副課長兼推進班長)

1 (2) の住宅用については、県と契約した金融機関が実施する。1 (1) はひょうご環境創造協会から融資を実行する。

閉 会(15 : 45)